令和７(2025)年度｢介護サービス情報の公表｣における情報の報告に関する計画

介護保険法第115条の35に規定する「介護サービス情報の公表」の令和７(2025)年度実施にあたり、介護保険法施行令第37条の２の３第１項に基づき、令和７(2025)年度の情報の報告（以下「本件報告」という。）に関する計画を次のとおり定める。

１　計画の基準日　令和７(2025)年４月１日

２　計画の期間　　令和７(2025)年10月１日から令和８(2026)年３月31日まで

３　報告の対象となる介護サービス事業者

　　別表１に掲げるサービスに係る事業者のうち、次のいずれかに該当する事業所を運営す

るもの。

(1) 計画の基準日前の１年間に支払いを受けた介護報酬の額が100万円を超える事業所（別表２のとおり。）

(2) 令和７(2025）年度に新たに介護サービスの提供を開始した又は開始しようとする事業所（ただし、介護保険法施行規則第140条の43第２項に規定する「医療みなし」及び「施設みなし」に係る事業所を除く。）

(3) 公表を希望する事業所

４　報告の提出先及び提出期限

1. 提出先　　栃木県保健福祉部高齢対策課
2. 提出期限　　別表３のとおり。

５　報告の方法

事業者は、県が通知するＩＤ・パスワードを使用して、提出期限までに「介護サービス情報報告システム」へ入力することにより報告するものとする。

なお、入力した内容に変更があった場合も同様とする。

６　報告の内容

(1) ３(1)の事業所　　基本情報及び運営情報

(2) ３(2)の事業所　　基本情報（運営情報の報告は任意）

(3) ３(3)の事業所　　別紙様式１「介護サービス情報の公表実施申出書」のとおり

７　報告に関する留意事項

(1) ３(3)により報告及び公表を希望する事業者は、別紙様式１「介護サービス情報の公表実施申出書」を提出する。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、報告の対象外とする。

ア　報告期限までに休止又は廃止した事業所

イ　休止又は廃止することが確実な場合で、その旨を知事に届け出た事業所

ウ　特定(介護予防)福祉用具販売事業所で、計画の基準日前の１年間において販売の対価として支払を受けた金額が100万円以下である事業所

(3) (2)ウに該当する場合は、別紙様式２「介護サービス情報の公表制度における報告等の対象外届」を提出する。

(4) ３(1)の要件に該当する事業所が営業を再開する場合は、報告の対象となる。

８　調査

1. 県は、本件報告に関して必要があると認めるとき、当該報告をした事業者に対し、調査を行うことがある。
2. 報告を求められた事業者が、報告をせず、又は虚偽の報告をする等した場合は、県は、介護サービス事業者に対し、報告を行い、又は報告の内容を是正する等を命ずる場合がある。
3. 調査に当たっては、別紙「「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針」に従い行うものとし、その方法等については必要に応じ定めるものとする。

９　公表

1. 県は、本件報告を受けた後、４(2)の期限の経過後に当該報告の内容を順次公表するものとする。公表後、報告内容に変更があり、再度報告した場合も同様とする。
2. ８に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る介護サービス情報について、調査等必要な確認を行った上で公表を行う。
3. 公表されている事業所のうち、休止又は廃止された事業所については、県において公表を取り止めるものとする。